

ボランティアの広場への掲載に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡都市圏ウェブサイト内「ボランティアの広場」にボランティア団体の団体情報及びイベント情報（以下「ボランティア情報」という。）を掲載するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてボランティア団体とは、筑後川流域内（有明海を含む）（以下「筑後川流域内」という。）で環境保全活動を行う非営利活動団体をいう。

2 この規程において「環境保全活動」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 森林の育成及び保全に関する活動
- (2) 河川及び海等の清掃活動
- (3) 環境教育活動
- (4) 水質保全活動
- (5) その他環境の保全に関する活動

(利用対象団体)

第3条 筑後川流域内で環境保全活動を行うボランティア団体は、「ボランティアの広場」にボランティア情報を掲載することができる。ただし、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 営利を目的とする団体でないこと。
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い及び信者を教化育成することを目的とする団体でないこと。
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを目的とする団体でないこと。
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）以下同じ。）若しくは、公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体の情報は掲載することができない。

- (1) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号。）第2条第1号に規定する暴力団または同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）が代表者（団体が法人である場合にあつては、その役員）となっている団体
 - (2) 暴力団員等と密接な関係を有する団体
- (掲載する情報の範囲)

第4条 「ボランティアの広場」に掲載するボランティア情報は、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) ボランティア団体の紹介

(2) ボランティア団体が実施する環境保全活動等の告知及びボランティア団員または参加者の募集

(3) ボランティア団体が環境保全活動を推進する上で有用な情報
(登録)

第5条 ボランティア情報の掲載を希望するボランティア団体は、登録申請書（様式1）に、団体規約または定款（団体規約等がない場合は、団体の概要がわかる書類）、役員名簿及び直近の収支決算書または収支予算書を添えて、福岡都市圏広域行政事業組合事務局長（以下「組合事務局長」という。）に申請するものとする。

ただし、福岡都市圏広域行政事業組合が実施する環境対策支援補助金の交付団体については、関係書類を省略することができる。

2 組合事務局長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定する。

3 組合事務局長は、前項の決定をしたときは、登録申請書に記載された情報を公開し、申請があったボランティア団体に対して、ID及びパスワードを発行し通知するものとする。

(登録の期間)

第6条 前条による登録期間は登録が決定した日から、その日の属する年度の末日までとし、特に申し出がない限り毎年度自動更新する。

(登録の取り止め)

第7条 登録の決定を受けた団体（以下「登録団体」という）が登録を取り止めようとする場合は、速やかに組合事務局長に登録削除申請書（様式2）を提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第8条 登録団体は、登録内容に変更が生じた場合、速やかに変更しなければならない。

2 登録内容の変更が明らかな場合、組合事務局長は、当該登録団体の登録内容の変更部分について、削除または修正することができる。

(ボランティアの広場への掲載禁止事項)

第9条 登録団体は、「ボランティアの広場」に情報を掲載する場合は、次の禁止事項を掲載してはならない。

(1) 誹謗及び中傷その他公序良俗に反する内容

(2) 営業活動又は営利を目的とした内容

(3) 特定の政党， 宗教団体等の宣伝， 布教を目的とする内容

(4) 第三者に不利益をもたらす内容

(5) その他法令に反すると認める内容

(損害の免責)

第10条 「ボランティアの広場」への掲載により、登録団体が他の利用者又は第三者に損害を与えたときは、当該登録団体の責任において解決する。

2 福岡都市圏広域行政推進協議会及び福岡都市圏広域行政事業組合（以下「設置者等」という。）は、一切の損害を賠償する義務がないものとする。

（登録の取り消し）

第11条 組合事務局長は、登録団体が次に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 他の利用者又は第三者に損害を与えたとき、又はそのおそれがあるとき
- (2) 偽りその他不正な手段により「ボランティアの広場」への掲載許可を受けた場合
- (3) 登録団体が解散したと認められる場合
- (4) 登録団体が活動を休止したと認められる場合

2 前項の措置によって登録団体が損害を受けても、設置者等は、その責めを負わない。

（掲載料）

第12条 市民団体用サイトへの掲載料は、無料とする。

（その他）

第13条 この規程に定めるもののほか、「ボランティアの広場」への掲載に関し必要な事項は、組合事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成29年7月12日から施行する。

様式1

ボランティア広場登録申請書

福岡都市圏広域行政事業組合事務局長 様

住 所

団 体 名

代表者名

⑩

連 絡 先

福岡都市圏ホームページ利用規約（福岡都市圏ホームページのご利用について（利用規約））およびボランティアの広場への掲載に関する規程を遵守のうえ、福岡都市圏ウェブサイト内のボランティア広場の登録を申請します。

1. 団体情報

団 体 名			
団体の概要			
所在地			
代表者			
電 話		F A X	
電子メール			
U R L			

2. イベント情報

タイトル	
開催日	
場 所	
内 容	
お問合せ	

様式2

ボランティア広場登録削除申請書

福岡都市圏広域行政事業組合事務局長 様

住 所
団 体 名
代表者名
連 絡 先

⑩

次の理由により、ボランティア広場の登録を削除してください

1 理 由

活動の廃止 ・ 活動の休止 ・ その他の理由

※ その他の場合は、可能であれば理由を記載して下さい

2 削除年月日

年 月 日